

平成十三年法律第二十六号

高齢者の居住の安定確保に関する法律

第一章 総則	(第一条・第二条)
第二章 基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画等	(第三条―第四条の二)
第三章 サービス付き高齢者向け住宅事業登録	(第五条―第十四条)
第二節 業務	(第十五条―第二十条)
第三節 登録住宅に係る特例	(第二十一条―第二十三条)
第四節 監督	(第二十四条―第二十七条)
第五節 指定登録機関	(第二十八条―第四十一条)
第六節 雑則	(第四十一条―第四十三条)
第四章 地方公共団体等による高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給の促進等	(第四十一条―第五十一条)
第七章 雜則	(第七十五条―第七十九条)
第八章 罰則	(第八十一条―第八十三条)
附則	
第一章 総則	(目的)
第一条	この法律は、高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置を講じ、併せて高齢者に適した良好な居住環境が確保され高齢者が安定的に居住することができる賃貸住宅について終身建物賃貸借制度を設ける等の措置を講ずることにより、高齢者の居住の安定の確保を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。
第二章 国及び地方公共団体の責務	
第三条	国土交通大臣及び厚生労働大臣は、高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針を定めなければならない。
第二章 基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画等	(基本方針)

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定め
（以下「基本方針」という。）を定めなければなら
ない。

二 次に掲げる事項であつて、前号の目標を達成するために必要なもの

ために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に協議しなければならない。

二	一	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標の設定に関する事項	二	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する基本的な事項	三	高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する基本的な事項	四	高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する基本的な事項	五	高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制（以下「高齢者居宅生活支援体制」という。）の確保に関する基本的な事項
六	七	次条第一項に規定する都道府県高齢者居住安定確保計画及び第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画の策定に関する基本的な事項	八	前各号に掲げるもののほか、高齢者の居住の安定の確保に関する重要な事項	九	都道府県高齢者居住安定確保計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する必要な事項を定めるよう努めるものとする。	十	高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項	十一	高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項
七	八	前各号に掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項	九	都道府県は、当該都道府県の区域内においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する必要な事項を定めるよう努めるものとする。	十	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項	十一	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項	十二	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項
八	九	本法（平成十八年法律第六十一号）第十五条规定する全国計画との調和が保たれたものでなければならぬ。	十	都道府県は、当該都道府県の区域内においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する必要な事項を定めるよう努めるものとする。	十一	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項	十二	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項	十三	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項
九	十	国土交通大臣及び厚生労働大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	十一	都道府県は、当該都道府県の区域内においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する必要な事項を定めるよう努めるものとする。	十二	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項	十三	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項	十四	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項
十	十一	前項の規定は、基本方針の変更について準用する。	十一	都道府県は、当該都道府県の区域内においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する必要な事項を定めるよう努めるものとする。	十二	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項	十三	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項	十四	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項
十一	十二	（都道府県高齢者居住安定確保計画）	十二	都道府県は、都道府県高齢者居住安定確保計画による前項に規定する事業の実施に関する事項を定めるときは、当該事業について、あらかじめ、当該公社の同意を得なければならぬ。	十三	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項	十四	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項	十五	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項
十二	十三	第四条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画（以下「都道府県高齢者居住安定確保計画」という。）を定めることができる。	十四	都道府県は、都道府県高齢者居住安定確保計画による前項に規定する事業の実施に関する事項を定めるときは、当該事業について、あらかじめ、当該公社の同意を得なければならぬ。	十五	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項	十六	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項	十七	高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項

ために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に協議しなければならない。

都道府県知事は、第一項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録を受けた者に通知しなければならない。都道府県知事は、第五条第一項の登録の申請が第一項の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅事業（以下「登録事業」という。）に係るサービス付き高齢者向け住宅（以下「登録住宅」という。）の存する市町村の長に通知しなければならない。（登録の拒否）

第八条 都道府県知事は、第五条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して一年を経過しない者

三 第二十六条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過しない者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第九号において「暴力団員等」といいう。）

五 心身の故障によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの

六 営業に関し成人者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代表人（法定代表人）が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人であつて、その役員又は政令で定める使用者のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

八 個人であつて、その政令で定める使用人のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

九 暴力団員等がその事業活動を支配する者（登録事業等の変更）

第九条 登録事業を行う者（以下「登録事業者」という。）は、第六条第一項各号に掲げる事項（以下「登録事項」という。）に変更があつたとき、又は同条第一項に規定する添付書類の記載事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（登録事項等の変更）

第十条 都道府県知事は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。（地位の承継）

第十一条 登録事業者がその登録事業を譲渡したときは、譲受人は、登録事業者の地位を承継する。

2 登録事業者について相続、合併又は分割（登録事業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割によりその事業を承継した法人は、登録事業者の地位を承継する。

3 前二項の規定により登録事業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。（登録簿の閲覧）

4 第九条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第三項中「第二十六条第一項」とあるのは、「第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

（誇大広告の禁止）

第十二条 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日の三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（登録事業の公示）

第十三条 登録事業者が次の場合のいずれかに該当するときは、登録事業の登録を抹消しなければならない。

一 登録事業を廃止しようとするとき。

二 登録事業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散しなければならない。

三 登録事業者が登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。

（登録の抹消）

第十四条 何人も、登録住宅以外の賃貸住宅又是有料老人ホームについて、登録サービス付き高齢者向け住宅又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（第二節 業務）

第十五条 登録事業者は、その登録事業の業務に關して広告をするときは、入居者に提供する高齢者生活支援サービスの内容その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、著しく実に相違する表示をし、又は実際のもの

よりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（登録事項の公示）

（契約締結前の書面の交付及び説明）

（登録事項の公示）

(機構又は公社に対する供給の要請)
第四十六条 地方公共団体は、自ら高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備及び管理を行うことが困難であり、又は自ら高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備及び管理を行うのみではその不足を補うことができないと認めるときは、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は公社に対し、国土交通省令で定めるところによ

四 貸貸住宅の入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。

五 貸貸住宅の入居者の募集及び選定の方法並びに賃貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

六 前三号に掲げるもののほか、賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

七 その他基本方針に照らして適切なものであること。

八 国は、地方公共団体が入居者の居住の安定を図るため前項の賃貸住宅の家賃を減額する場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その減額に要する費用の一部を補助することができる。

宅（第四十六条において「高齢者向けの優良な賃貸住宅」という。）が不足している場合には、基本方針に従つて、その整備及び管理に努めなければならない。（地方公共団体に対する費用の補助）

第四十五条 国は、地方公共団体が次に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備及び管理を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部を補助することができる。

一 賃貸住宅の規模及び設備（加齢対応構造等であるものを除く。）が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

二 賃貸住宅の加齢対応構造等が、第五十七条第一項第二号に規定する基準又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三 賃貸住宅の入居者の資格を、自ら居住するため住宅を必要とする高齢者（国土交通省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。以下この号において同じ。）又は当該高齢者と同居するその配偶者とするものであること。

り、高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備及び管理を行なうよう要請することができる。
（要請に基づき供給する機構に対する費用の負担及び補助）

第四四十七条 機構は、前条の規定による要請に基づいて第四十五条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備及び管理を行うときは、その利益を受ける限度において、政令で定めるところにより、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部又は入居者の居住の安定を図るため当該賃貸住宅の家賃を減額する場合における当該減額に要する費用の一部を負担することを求めることができる。

四 賃貸住宅の入居者の資格を、自ら居住する
一 賃貸住宅の整備及び管理を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めることにより、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部を補助することができる。
二 賃貸住宅の戸数が、国土交通省令で定める戸数以上であること。
三 賃貸住宅の加齢対応構造等が、第五十七条第一項第二号に規定する基準又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

二 入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃を公営住宅法第二十三条规定する条件を具備しない高齢者に使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を当該高齢者に使用させることができる。（この場合において、事業主体は、当該公営住宅を次に掲げる基準に従つて管理しなければならないこと。）

4 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、機構と地方公共団体とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、国土交通大臣が裁定する。この場合において、国土交通大臣は、当事者の意見を聴くとともに、総務大臣と協議しなければならない。

2 国は、機構が前条の規定による要請に基づいて、

ため住宅を必要とする高齢者（国土交通省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。以下この号において同じ。）又は当該高齢者と同居するその配偶者とするものであること。

前号に掲げるもの及び独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第二百号）第二十五条に定めるもののほか、賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するも

賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。
三 前二号に掲げるもの並びに公営住宅法第十二条第五項及び第六項、第十八条から第二十五条まで、第二十五条第二項、第二十七条並びに第三十二条に定めるもののはか、入居者の選定方法その他の当該公営住宅の管理の方
法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

て第四十五条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備及び管理を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部又は入居者の居住の安定を図るため当該賃貸住宅の家賃を減額する場合における当該減額額に要する費用の一部を補助することができる。
（要請に基づき供給する公社に対する費用の補助）

六 その他基本方針に照らして適切なものであること。
2 のであること。
（補力等による高利者向けの優良な賃貸住宅に
は、予算の範囲内において、政令で定めるとこ
ろに、その減額に要する費用の一部を補助す
ること）
国は、第四十七条第四項の規定による場合の
ほか、機構が入居者の居住の安定を図るため前
項の賃貸住宅の家賃を減額する場合において
は、予算の範囲内において、政令で定めるとこ
ろに、その減額に要する費用の一部を補助す
ことができる。

2 公営住宅法第四十五条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による承認及び公営住宅の使用について準用する。

第四十八条 地方公共団体は、公社が第四十六条の規定による要請に基づいて第四十五条第六項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備及び管理を行う場合においては、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部又は入居者の居住の安定を図るため当該賃貸住宅の家賃を減額する場合における当該減額に要する費用の一部を補助

（和田答申の件）高齢者向けの優良な賃貸住宅についての周知措置

第五十条 地方公共団体、機構又は公社は、第四十五条、第四十七章第四項、第四十八条第一項若しくは前条又は第四十七条第一項の規定による費用の補助又は負担を受けて整備し、又は家賃を減額する賃貸住宅について、国土交通省令で定まるところにより、入居者の募集に先立

「高齢者居住法」という。第五十一条第一項と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前各項（前項にあつては、高齢者居住法第五十一条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同法第三十四条中「第十六条等第五項（第二十八条第三項若しくは第五項又は第二十九条第一項第一号に該する場合を除く。）

2 することができる。
国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。
(幾種に対する費用の補助)

ち、第五条第一項の登録の申請その他の方法により当該賃貸住宅が加齢対応構造等を有するものである旨及び当該加齢対応構造等の内容その他必要な事項を周知させる措置を講じなければならぬ。

二十九条第九項において準用する場合を含む」とあるのは「第十六条第五項（第二十八条第三項）三項若しくは第五項若しくは第二十九条第九項において準用する場合又は高齢者居住法第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」と、同法第五十条中「この法律

第四十九条 国は、第四十七条第四項の規定による場合のほか、機構が次に掲げる基準に適合す

第五十一条 公営住宅の事業主体は、高齢者向けの賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公

又はこの」とあるのは「この法律若しくは高齢者居住法又はこれらの」とする。

当該終身建物賃貸借の解約の申入れをすることができる。この場合において、当該終身建物賃貸借は、第一号から第三号までに掲げる場合であつては解約の申入れの日から一月を経過すること、第四号に掲げる場合にあつては当該解約の期日が到来することによつて終了する。

一 療養、老人ホームへの入所その他のやむを得ない事情により、賃借人が認可住宅に居住することが困難となつたとき。

二 親族と同居するため、賃借人が認可住宅に居住する必要がなくなつたとき。

三 認可事業者が、第六十九条の規定による命令に違反したとき。

四 当該解約の期日が、当該申入れの日から六ヶ月以上経過する日に設定されているとき。

(強行規定)

第六十一条 前二条の規定に反する特約で賃借人に不利なものは、無効とする。

(賃借人死亡後の同居者の一時居住)

第六十二条 終身建物賃貸借の賃借人の死亡(一戸の認可住宅に賃借人が二人以上いるときは、当該賃借人の全ての死亡。(以下この項及び次条において同じ。)があつた場合又は期間付死亡時終了建物賃貸借において定められた期間が満了する前に当該期間付死亡時終了建物賃貸借の賃借人の死亡があった場合には、当該賃借人と同居していた者(当該建物の賃貸借の賃借人である者を除く。)をいつ。以下この条において同じ。)がそれを知った日から一月を経過するまでの間(次条第一項に規定する同居配偶者等であつて同項又は同条第二項に規定する期間内に同条第一項本文又は第二項に規定する申出を行つたものにあつては、当該賃借人の死亡があつた時から同条第一項又は第二項の規定による契約をするまでの間)に限り、当該同居者は、引き続き認可住宅に居住することができない。ただし、当該期間内に、当該同居者が死亡し若しくは認可事業者に反対の意思を表示し、又は從前の期間付死亡時終了建物賃貸借において定められた期間が満了したときは、この限りでない。

前項の規定により引き続き認可住宅に居住する同居者は、認可事業者に対し、従前の建物の賃貸借と同一の家賃を支払わなければならぬい。

（一戸の認可住宅に賃借人が二人以上いたときは、当該賃借人のいざれか）と同居していたそ
の配偶者又は六十歳以上の親族（当該建物の賃
借の賃借人である者を除く。以下この条にお
いて「同居配偶者等」という。）が、当該賃借
人の死亡があつたことを知った日から一月を経
過する日までの間に認可事業者に対し認可住宅
に引き続き居住する旨の申出を行つたときは、
認可事業者は、当該同居配偶者等と終身建物賃
借の契約をしなければならない。ただし、当
該申出に併せて第五十八条の規定による申出が
あつたときは、当該同居配偶者等と期間付死亡
時終了建物賃借の契約をしなければならな
い。

2 期間付死亡時終了建物賃借において定めら
れた期間が満了する前に当該期間付死亡時終了
建物賃借の賃借人の死亡があつた場合において、
同居配偶者等が、当該賃借人の死亡があつ
たことを知つた日から一月を経過する日までの
間に認可事業者に対し認可住宅に引き続き居住
する旨の申出を行つたときは、認可事業者は、
当該同居配偶者等と当該期間が満了する時まで
存続する期間付死亡時終了建物賃借の契約を
しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の規定に
より契約する建物の賃貸借の条件については、
従前の建物の賃貸借と同一のもの（前払賃貸
額については、その算定の基礎が従前の前払賃
貸と同一であるもの）とする。
(借賃改定特約がある場合の借地借家法の特例)

第六十四条 借地借家法第三十二条の規定は、終
身建物賃借において、借賃の改定に係る特約
がある場合には、適用しない。

（譲渡又は転貸の禁止）

第六十五条 認可住宅の賃借人は、その借家権を
譲渡し、又は転貸してはならない。

（助言及び指導）

第六十六条 都道府県知事は、認可事業者に對
し、基本方針を勘案し、認可住宅の管理に關し
必要な助言及び指導を行うよう努めるものとす
る。

（地位の承継）

第六十八条 認可事業者の一般承継人は、当該認
可事業者が有していた事業認可に基づく地位を
承継する。

2 前項の規定により事業認可に基づく地位を承継した者は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 認可事業者から認可住宅の敷地の所有権その他当該認可住宅の整備及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該認可事業者が有していた事業認可に基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

第六十九条 都道府県知事は、認可事業者が第五十四条各号及び第五十七条第一項各号に掲げる基準に適合して認可住宅の管理を行っていないと認めるときは、当該認可事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をるべきことを命ずることができる。

(事業認可の取消し)

第七十条 都道府県知事は、認可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業認可を取り消すことができる。

一 第五十七条第二項若しくは第三項又は第六十八条第二項の規定に違反したとき。

二 前条の規定による命令に違反したとき。

三 不正な手段により事業認可を受けたとき。

四 第五十五条の規定は、前項の規定による事業認可の取消しについて準用する。

(事業の廃止)

第七十一条 認可事業者は、当該事業認可を受けた終身賃貸事業を廃止しようとするときは、都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。事業認可の取消し等後の建物賃貸借契約の効力

第七十二条 前二条の規定による事業認可の取消し若しくは終身賃貸事業の廃止又は第六十八条第三項の規定による承認を受けないでした認可住宅の管理に必要な権原の移転は、当該取消し若しくは廃止又は権原の移転前にされた建物賃貸借契約の効力を及ぼさない。ただし、借地借家法第三章の規定により賃借人に不利なものとして無効とされる特約については、この限りでない。

(賃貸住宅への円滑な入居のための援助)

第七十三条 都道府県知事は、認可事業者が破産手続開始の決定を受けたときその他終身建物賃貸借の賃借人(賃借人であった者を含む)の

居住の安定を図るために必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

第六章 住宅の加齢対応改良に対する支援措置

第七十四条 公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる区域内において、委託により、住宅の加齢対応改良の業務を行うことができる。

一 第四条第四項の規定により都道府県高齢者居住安定確保計画に公社による同項に規定する事業の実施に関する事項を定めた都道府県の区域

二 第四条の二第三項において準用する第四条第四項の規定により市町村高齢者居住安定確保計画に公社による同項に規定する事業の実施に関する事項を定めた市町村の区域

前項の規定により公社が同項に規定する業務を行う場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七十四条第一項に規定する業務」とする。

第七章 雜則

（情報の提供等）

第七十五条 国及び地方公共団体は、高齢者の身心の状況、世帯構成等を勘査して、高齢者のための住宅の整備を促進するよう努めるとともに、高齢者が適当な住宅に円滑に入居することができるようするために必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（協議）

第七十六条 國土交通大臣及び厚生労働大臣は、第十七条第一項第六号亦及びへ並びに第八号、第十五条から第十七条まで並びに第二十条の国土交通省令・厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

国土交通大臣は、第五十四条第五号の国土交通省令を定めるときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年七月六日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二十九条第一項並びに附則第三条、第六条、第二十一条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第十九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第七条第二項の規定により旧公庫法、附則第十七条の規定による改正前の阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び前条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（これらの法律を適用し、又は準用する他の法律を含む。）の規定によることとされる場合並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる（政令への委任）。

（政令への委任）

第二十一条 この附則に定めるもののはか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

（施行期日）
この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 前条の規定による改正後の高齢者の居住の安定確保に関する法律第三条第三項の規定は、この法律の施行の日以後第十五条第一項の規定により全国計画が定められるまでの間は、適用しない。（政令への委任）

第十七条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二一年五月二〇日法律第三八号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

（施行期日）

附 則 (平成二十三年六月二十四日法律第七)

(四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四)

(七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

第一条 第一条、第三条、第七条、第十条及び第十一

五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一

項及び第二項、第六条から第十条まで、第四

十二条(東日本大震災復興特別区域法(平成

二十三年法律第百二十二号)、第四十八条第二

項及び第三項の改正規定に限る。)、第四十四

条並びに第四十六条の規定 公布の日

第二十六条 第八条及び第十四条の規定並びに

の規定 公布の日から起算して三月を経過し

た日

附則第三条、第十三条、第二十四条から第二
十六条まで、第二十九条から第三十一条ま
で、第三十三条、第三十五条及び第四十八条
の規定 公布の日から起算して三月を経過し

(处分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定

について)は、当該各規定(以下この条及び次条

において同じ。)の施行の日前にこの法律によ

る改正前のそれぞれの法律の規定によりされた

承認等の处分その他の行為(以下この項におい

て「処分等の行為」という。)又はこの法律の

施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれ

の法律の規定によりされていいる承認等の申請そ

の他の行為(以下この項において「申請等の行

為」という。)で、この法律の施行の日において

「処分等の行為」という。)又はこの法律の

施行の際にこの法律による行政事務を行うべき者が

異なることとなるものは、この附則又は附則第

九条の規定に基づく政令に定めるものを除き、

この法律の施行の日以後におけるこの法律によ

る改定後のそれぞれの法律の適用については、

この法律の施行の日前にこの法律による改定

前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公

共団体の機関に対し、届出その他の手続をしな

ければならない事項で、この法律の施行の日前

にその手続がされていないものについては、こ

の附則又は附則第九条の規定に基づく政令に定

めるもののほか、これを、この法律による改定

後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地

方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手

続をしなければならない事項についてその他の手

続がされていないものとみなして、この法律に

よる改定後のそれぞれの法律の規定を適用す

る。(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附

則の規定によりなお従前の例によることとされ

る場合におけるこの法律の施行後にした行為に

対する罰則の適用については、なお従前の例に

よる。(政令への委任)

第九条 この附則に定めるものほか、この法律

の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経

過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二九年四月二六日法律第二

(五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當

該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當

該各号に定める日から施行する。

第二条 附則(前号に掲げる改正規定を除く。)、

第五条、第十条及び第十二条の規定並びに附則第四条、

第五条、第十条及び第十二条の規定 公布の日から

起算して三月を経過した日

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七

(一) 略

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を経過した日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、當該各号に定める日から施

行する。

(二) 略

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を経過した日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、當該各号に定める日から施

行する。

第一条 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七

十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正

規定に限る。)、第八十五条、第一百二条、第一百

七条(民間あつせん機関による養子縁組のあ

る法の役員の資格を成年被後見人又は被保佐

の他の必要な法制上の措置を講ずるものとす

る。(附則に関する経過措置)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該

各号に定める日から施行する。

第一条 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から

別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五

条、第四十七条及び第五十五条(行政手続に

おける特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律別表第一及び別表第二の改

正規定(同表の二十七の項の改正規定を除く。)に

並びに附則第八条第一項、第二項、第三項及

第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及

び第七十七条から第七十三条までの規定 公

布の日

第二条 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から

別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五

条、第四十七条及び第五十五条(行政手続に

おける特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律別表第一及び別表第二の改

正規定(同表の二十七の項の改正規定を除く。)に

並びに附則第八条第一項、第二項、第三項及

第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及

び第七十七条から第七十三条までの規定 公

布の日

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律(前条各号に掲げる規定にあつ

ては、当該規定(以下この条及び次条において

「同じ。」)の施行の日前に、この法律による改正

前の法律又はこれに基づく命令の規定(次格条

項その他の権利の制限に係る措置を定めるもの

に限る。)に基づき行われた行政手続その他の行

為及び当該規定により生じた失職の効力

については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十

六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に關

する法律(平成十八年法律第四十八号)における

法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐

人であることを理由に制限する旨の規定につい

て、この法律の公布後一年以内を目途として検

討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除

(第四十四条の規定の施行に伴う経過措置)

第六条 第四十四条の規定による改正後の高齢者

の居住の安定確保に関する法律(以下この条に

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和六年六月五日法律第四三
二 附則第七条の規定 公布の日

(検討) 第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものと戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（施行期日）
号 附 則（令和四年六月一七日法律第六八九号抄）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定に依する経過措置）においては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

（同上）
（新高齢者居住法第五十四条及び第五十七条の規定は、第四十四条の規定の施行の日以後にされる建物の賃貸借について適用し、同日前にされた建物の賃貸借については、なお従前の例による。）

2 条第二項の規定は、第四十四条の規定の施行の日以後にされる新高齢者居住法第五十二条第一項の規定による建物の賃貸借の契約について適用する。

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(稿言)

(政令への委任)
第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(委任)

よることとされる同条第一項の認可を受ける終身賃貸事業者については、第二条の規定による改正後の高齢者の居住の安定確保に関する法律第五十二条第一項の認可を受け、かつ、同法第五十七条第二項の規定による届出をした終身賃貸事業者とみなして、同法の規定を適用する。

第五条 施行日前にされた第二条の規定による改正に伴う経過措置
正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（次項において「旧高齢者居住安定確保法」という。）第五十二条第一項の認可の申請であつて、この法律の施行の際、まだその認可をされるかどうかの処分がされていないものについての認可の処分については、なお従前の例による。
この法律の施行の際に旧高齢者居住安定確保法第五十二条第一項の認可を受けていたりは施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によつて同一の処分を受けた場合は、